

教員組織の編成方針

教員組織の編成方針

- 1) 文部科学省の定める設置基準に則り、必要な専任教員を配置し、教員数およびその組織については、学長のリーダーシップにより教育・研究指導を行うに足る十分な体制とする。
- 2) 専任教員の募集・採用・昇任に関しては、客観的で厳格な基準に則り、公正な手続きにより行う。
- 3) 専任教員の採用においては、教育・研究能力に加えて、年齢構成、男女構成、民間企業などにおける経験についても配慮する。